

2018年11月2日

Press release

中小企業向け事業保険のエヌエヌ生命
介護・障害保障型定期保険(災害保障タイプ)発売
～より多様な商品を用意し、経営者に事業継続の安心をサポート～

エヌエヌ生命保険株式会社(代表取締役社長:フランク・エイシク、本社:東京都千代田区、以下「エヌエヌ生命」)は、2018年11月2日より、「介護・障害保障型定期保険(災害保障タイプ)」を発売します。

エヌエヌ生命では、中小企業とその経営者が財務や財産の面で安定した将来を確保できるよう、きめ細かい顧客ニーズを捉えた商品やサービスのご提供に努めております。一方では、中小企業経営者の大半は保険契約に加入しているものの、経営者の高齢化に対応できていないケースなどが見られます。これらに鑑み、昨今においては、次世代の経営者まで安心をお届けすることを目指し、商品の開発を積極的に進めています。

新商品では、これらの考えを踏襲し、主に万が一の際に備えるだけでなく、多くの経営者が将来のリスクとして抱える要介護状態や身体障害状態になった際、働くことのできないリスクに見舞われた場合に備えることができるよう、付加価値のある保障内容をご提供することにこだわりました。

また、多忙による加入手続きの煩わしさの解消も追求し、死亡、介護、障害という3つの引受リスクを評価する際、医師の診断なしで、健康状態について3つの告知項目でお申し込みいただける仕組みを構築しました。

新商品が既存商品に加わることで、エヌエヌ生命は、より多くの経営者への事業継続に対する更なる安心をお届けしてまいります。

特徴:**■ 死亡保障に加え、重度な介護・障害状態など、予期せぬリスクを保障**

経営者の方が一の際に加えて、重度な介護状態などにより経営からの離脱を強いられることで、売上高の減少や事業保障資金への対応など、企業の事業継続に対して大きな影響が考えられます。このような保障を必要と考える経営者のニーズを反映し、公的介護保険制度における要介護3以上の状態に認定されたとき、および身体障害者福祉法に基づき、障害の級別が1級である身体障害者手帳の交付を受けた場合の保障を提供します。

■ 中小企業経営者の保障ニーズの多様性

重度な介護状態および障害状態になった際に、経営者として働けなくなることに對し、「死亡と同様にその後の経営に対する影響やリスクがある」と思う方が約7割を占めていること、また、60歳から70歳をピークに「介護や障害を保障する保険が必要となり得る」と考える傾向にあることが分かりました*。
加入当初の保障内容よりも一定期間経過後の保障内容を充実させる商品を新たに商品ラインナップに加え、要介護状態や身体障害状態となった場合の保障を充実させ、保障ニーズの多様性に対応しました。

*当社インターネット調査

■ 健康状態について3つの告知項目でお申込み可能

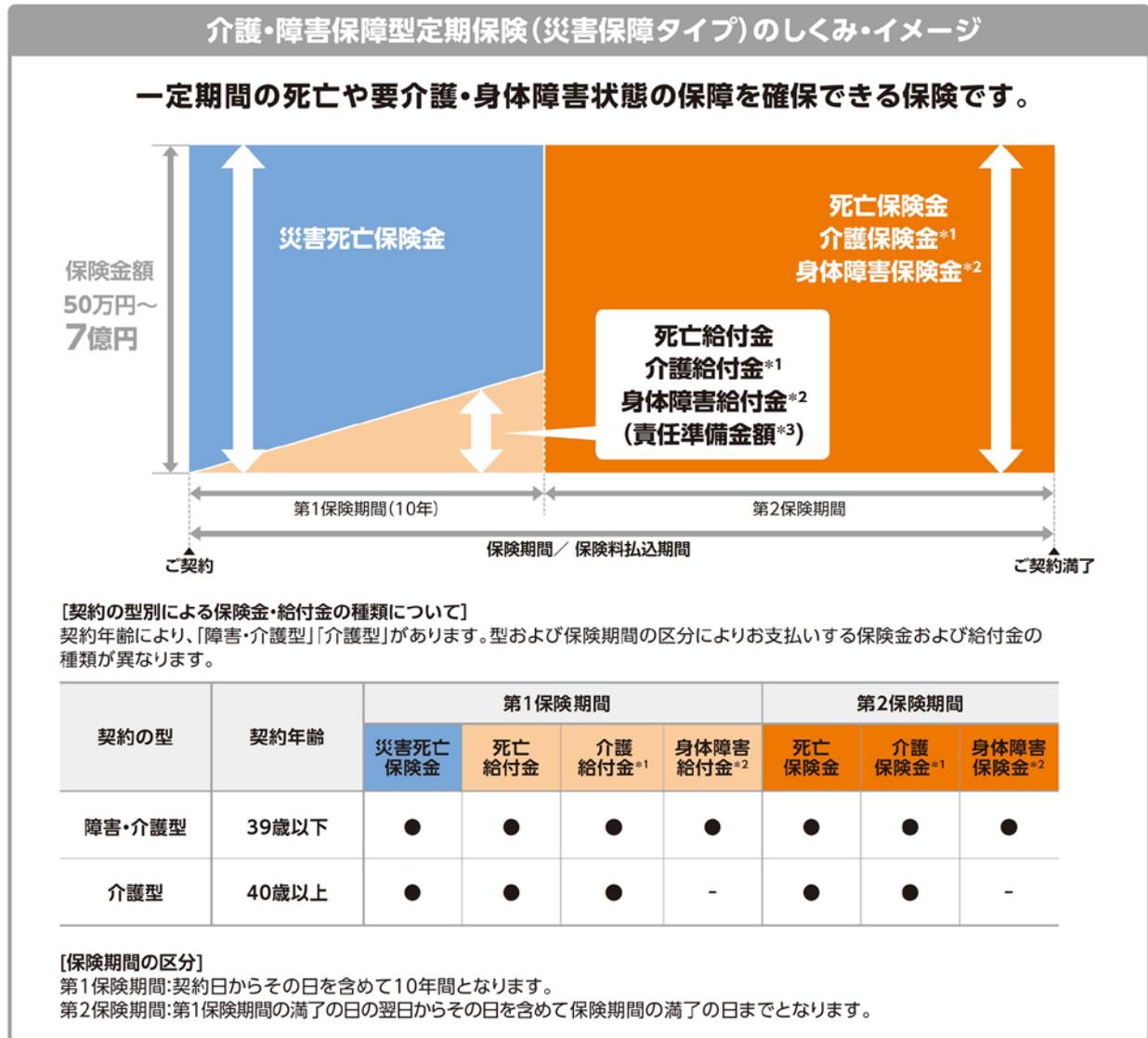
当社は「エマージェンシー プラス」の発売を契機に、多忙な経営者のニーズに応えるための仕組みとして、魅力的な保障の提供と同時に健康状態にかかる加入手続きの簡略化を実現することで、より経営者のニーズに寄り添った商品提供を行なっております。

今回の新商品は死亡保障だけではなく、介護・障害保障もカバーする商品設計を行っております。介護・障害に関する特定リスクに対応する告知項目を加えた上で、商品設計とのバランスを考慮して3つの必要な告知項目に絞込みを行いました。

エヌエヌ生命は全国に 36 の営業拠点を構え、税理士、公認会計士、社会保険労務士代理店、企業代理店、プロ生命保険代理店(生命保険専門代理店)、金融機関などの専門性をもった 5,000 以上の代理店を通じて、お客さまにきめ細かな商品・サービスのご提供を行なっております。引き続き、代理店の皆さまと中小企業の皆さまのニーズへの最適なソリューションを提案してまいります。

新商品に関するその他詳細は次の通りです。

■新商品のしくみについて



- *1 公的介護保険制度における要介護3以上の認定を受けた場合にお支払いします。なお、公的介護保険制度は40歳以上の方が対象となるため、39歳以下の方が要介護認定されることはありません。
- *2 身体障害者福祉法に基づき、障害の級別が1級である身体障害者手帳の交付を受けた場合にお支払いします。身体障害給付金および身体障害保険金は、「障害・介護型」の場合のみお支払いします。
- *3 死亡給付金・介護給付金・身体障害給付金の金額は、保険金額より少なく、払込保険料の合計額より少ない金額となります。
- ※ 災害死亡保険金、死亡給付金・保険金、介護給付金・保険金、身体障害給付金・保険金は重複してお支払いしません。

■契約内容

	障害・介護型	介護型
契約年齢	18歳～39歳	40歳～75歳
保険期間／保険料払込期間	70歳～90歳満了(歳満了のみ)	
保険金額	50万円～7億円(単位:10万円)	
保険料払込方法	月払、半年払、年払	

*上記お取扱いには、当社所定の制限があります。

■保険金・給付金の支払事由

保険金・給付金	支払事由の概要	受取人
災害死亡保険金	第1保険期間中に以下のいずれかに該当したとき ・責任開始の時以後に発生した所定の不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき ・責任開始の時以後に発病した所定の感染症を直接の原因として死亡したとき	死亡保険金受取人
死亡給付金 または死亡保険金	第1保険期間中または第2保険期間中に死亡したとき	
介護給付金 または介護保険金	第1保険期間中または第2保険期間中に、責任開始の時以後の傷害または疾病によって、介護保険法に基づく介護保険制度における所定の要介護3以上の状態に該当し、介護保険法に定める要介護認定において要介護3以上との認定を受け、その認定が効力を生じたとき	被保険者 *契約者と死亡保険金受取人が同一法人の場合は契約者
身体障害給付金 または身体障害保険金	第1保険期間中または第2保険期間中に、責任開始の時以後の傷害または疾病によって、身体障害者福祉法に基づき定められた身体障害者障害程度等級表に定める障害の級別の1級の障害に該当し、障害の級別が1級である身体障害者手帳の交付があったとき	

※詳しくは、ご契約のしおり「給付内容」をご確認ください。

■保険料例

保険金額: 1億円 / 保険料払込方法: 年払(口座振替)

契約年齢	保険期間・ 保険料払込期間	男性	女性
30歳	70歳満了	1,745,200円	1,429,000円
40歳	72歳満了	1,893,900円	1,457,300円
50歳	77歳満了	2,561,800円	1,850,200円
60歳	82歳満了	3,671,000円	2,769,500円

このプレスリリースは、商品の概略を説明したもので、保険募集を目的としたものではありません。商品の詳細は、「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」などを必ずご覧ください。

本件に関するお問い合わせ先

エヌエヌ生命保険株式会社 広報部 TEL:03-5210-5599 FAX:03-6685-7700

エヌエヌ生命は、オランダにルーツを持ち170年におよぶ伝統を誇るNNグループの一員です。NNグループは、欧州および日本を主な拠点とし、18カ国にわたり保険および資産運用事業を展開しています。その名は、源流である「ナショナル・ネーデルランデン」に由来しています。エヌエヌ生命は、1986年に日本で初めてのヨーロッパ生まれの生命保険会社として営業を開始して以来、30年以上にわたり、中小企業とその経営者が財務や財産の面で安定した将来を確保できるよう支援しております。